

出産費用は増加傾向で、都市部では自己負担が高額になることもあり、こうした経済的負担が少子化の主要因の一つになっていると指摘されています。「出産育児一時金」を現在の42万円から40万円台半ばに増やす要望や提言が行われ、厚生労働省も費用上昇の要因を分析中で、一時金の引き上げに向けた検討が本格化しています。

今回はこうした状況をご紹介します。

**出産育児一時金の推移と課題**

出産育児一時金は、子育て世帯の負担を軽くするために、健康保険・共済などの被保険者・被扶養者が出産したときに支給されますが、その金額はこれまで次のような推移をたどって来ました。

＜出産育児一時金の推移：過去30年＞

- ▶平成18年10月：30万円→35万円
  - ▶平成21年1月：35万円→原則38万円（本来分35万円＋産科医療補償制度掛金分3万円）  
・産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設
  - ▶平成21年10月：原則38万円→原則42万円（本来分39万円＋掛金分3万円）  
※平成23年3月までの暫定措置  
：出産育児一時金の直接支払制度導入（医療機関等に直接支払い）
  - ▶平成23年4月：原則42万円を恒久化
  - ▶平成27年1月：原則42万円  
（本来分39万円→40.4万円に引上げ＋掛金分3万円→1.6万円に引下げ）
- ※ 全国の公的病院における平均的な出産費用の状況等を踏まえて改定されてきた。

※産科医療補償制度＝分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を補償

平成21年（2009年）に38万円から42万円に増額されましたが、その後、医療機関側が出産費用を増やし、ここ十年は平均額が一時金を上回る状態が続いています。

＜出産費用の推移：全施設＞

全施設の全国平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入院料	110,112	110,650	111,730	112,504	112,726	112,123	113,982	115,047
分娩料	230,920	233,878	240,848	249,603	254,180	257,501	261,249	266,470
新生児管理保育料	50,445	50,339	50,508	50,752	50,621	50,172	50,094	49,980
検査・薬剤料	11,915	12,197	12,496	12,905	13,124	13,350	13,703	13,880
処置・手当料	13,336	13,575	13,918	14,301	14,563	14,815	14,623	14,840
室料差額a	14,653	15,149	15,702	16,008	16,580	16,878	17,503	18,074
産科医療補償制度b	29,672	29,670	27,559	15,884	15,881	15,778	15,757	15,740
その他c	25,324	25,968	26,788	27,657	28,085	28,895	29,532	30,151
総計	486,376	491,426	499,550	499,614	505,759	509,511	516,445	524,182
総計-a-b-c	416,728	420,639	429,501	440,065	445,214	447,960	453,652	460,217
中央値（総計-a-b-c）	410,110	414,000	422,920	433,500	438,000	440,770	445,520	451,120

室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く

※厚生労働省保険局において集計

< 出産費用の状況：令和元年度 >

室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く

室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を含む

	平均値	中央値		平均値	中央値
全体	460,217円	451,120円	全体	524,182円	509,910円
公的病院	443,776円	440,530円	公的病院	511,444円	501,280円
私的病院	481,766円	467,805円	私的病院	550,993円	526,336円
診療所 (助産所を含む)	457,349円	449,300円	診療所 (助産所を含む)	517,371円	506,900円

公的病院：国公立病院、国公立大学病院、国立病院機構等

私的病院：私立大学病院、医療法人病院、個人病院等

診療所：官公立診療所、医療法人診療所、個人診療所、助産所等

※厚生労働省保険局において集計

< 公的病院 都道府県別出産費用：令和元年度 平均値 >

上位 5 都県

下位 5 県

1 位	東京都	53 万 6884 円	4 3 位	佐賀県	37 万 744 円
2 位	茨城県	50 万 2470 円	4 4 位	高知県	36 万 9552 円
3 位	神奈川県	48 万 6464 円	4 5 位	奈良県	36 万 7467 円
4 位	宮城県	47 万 3158 円	4 6 位	沖縄県	34 万 2826 円
5 位	山形県	46 万 7387 円	4 7 位	鳥取県	34 万 1385 円

室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く

厚生労働省は出産費用の実態を調査中で、費用が増えている原因や地域差について分析していきます。

< 現状と課題 >

- 出産費用は年々増加しているが、どのような要因により増加しているのか明らかではない。
- 正常分娩の場合は、自由診療で行われており、価格設定の方法も様々である。また、直接支払いの請求様式も詳細な費用区分を求めることになっていない。このため、どのような行為を行い、それに対してどのような価格が設定されているか把握することができない。さらに、医療機関において、必ずしも事前に出産費用が明示されておらず、費用やサービスによる選択が難しくなっている。  
(例：入院料は室料、食事を合わせて記載することとなり、それぞれの費用が分からない)
- 費用のばらつきが大きい、費用項目毎の分析や、在胎週数による分析などを実施しておらず、どのような要因により差があるのか明らかではない。また、分娩の約4割を占める異常分娩の費用の分析を行っていない。
- 出産育児一時金は、12週以降の分娩には、人工妊娠中絶だけでなく、死産、自然流産の場合にも支給している。このため、12週を待って人工妊娠中絶を行う者がおり、母体保護の観点から望ましくないとの指摘がある。
- 産科医療補償制度の見直しにより、掛金の引き下げが見込まれている。

今夏以降、必要な一時金の水準などを検討していく予定です。

< 個別相談の実施 >

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060